

第1章

法令による受動喫煙対策の強化

1 改正健康増進法による受動喫煙対策

2003年(平成15年)5月に施行された「健康増進法」は、受動喫煙対策を推進するため2018年(平成30年)7月に「健康増進法の一部を改正する法律」(以下「改正健康増進法」という。)の公布により、改正されました。

これまで、それぞれの施設での努力義務だった受動喫煙対策は、改正健康増進法に基づき、多くの人が利用する施設について、原則屋内禁煙とすることなどが義務付けられました。

改正健康増進法の基本的考え方は、以下のとおりとなっています。

(1)「望まない受動喫煙をなくす」

屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない人がそのような状況に置かれないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

(2)受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の人、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、そのような人が主たる利用者となる施設等について受動喫煙対策を一層徹底する。

(3)施設の類型・場所ごとに対策を実施

施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、喫煙場所についての標識の掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

改正健康増進法は、2019年(平成31年)から段階的に施行され、2020年(令和2年)4月に全面施行します。

| 2019年 | | 2020年 | |
|--------------------------------|--|---|-------------------------------|
| 7月 | | 4月 | |
| 1/24 一部施行① (喫煙する際の周囲の状況への配慮義務) | | | |
| | | 7/1 一部施行② (学校・病院・児童福祉施設等、行政機関) 原則敷地内禁煙 | |
| | | | 4/1 全面施行 (上記以外の施設等) 原則屋内禁煙 |

2 改正健康増進法における施設の類型

| 施設の類型 | | 施設の例 |
|--------|---|---|
| 第一種施設 | 多数の人が利用する施設※のうち、学校、病院、児童福祉施設、その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い人が主として利用する施設 | 保育園、幼稚園、小・中学校、高校、大学、児童福祉施設など |
| | | 病院、診療所、薬局、介護老人保健施設、介護医療院、あん摩マッサージ指圧、鍼灸、接骨院など |
| | 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設や法律により都道府県に設置が義務付けられている施設など） | 市役所、区役所、消防署、児童相談所、保健所、警察署など |
| 第二種施設 | 第一種施設、喫煙目的施設以外で多数の人が利用する施設 | 事務所、工場、娯楽施設、理美容店、議会に関する場所、裁判所など |
| | | ホテル・旅館など（客室内は規制対象外） |
| | | 客に飲食させるため、テーブル等の設備を設置して営業する飲食店など（改正健康増進法全面施行以前から営業している小規模飲食店には経過措置あり） |
| 喫煙目的施設 | 多数の人が利用する施設のうち、施設利用者への喫煙をする場所の提供を主たる目的とする施設 | 公衆喫煙所 |
| | | たばこの販売許可等を受けてたばこを対面販売しており、主に主食と認められる食事以外のものを提供する飲食店 |
| | | 店内で喫煙可能なたばこ販売店 |

※「多数の人が利用する施設」とは、2人以上の人が同時に、又は、入れ替わり利用する施設です。

3 施設の類型に応じて求められる受動喫煙対策

| 類型 | 対策の概要 | 例外として喫煙することができる場所 |
|--------|--|--|
| 第一種施設 | 原則敷地内禁煙（敷地内の屋内及び屋外での禁煙を原則とする） | 敷地内の屋外に設置された特定屋外喫煙場所 |
| 第二種施設 | 原則屋内禁煙（施設の屋内での禁煙を原則とする） | 法によるたばこの煙の流出防止の技術的基準※を満たし、施設管理者等が喫煙できる場所として定めた場所 |
| 喫煙目的施設 | 喫煙目的施設等からの、法によるたばこの煙の流出防止の技術的基準※に適合させること | |

※改正健康増進法によるたばこの煙の流出防止の技術的基準等についての詳細は、「施設管理者編」をご覧ください。

4 北海道受動喫煙防止条例による受動喫煙対策

2020年(令和2年)4月から施行(一部の規定を除く)された「北海道受動喫煙防止条例」(以下「道条例」という。)は、受動喫煙の防止に関し、基本理念を定め、道、道民等、事業者及び関係団体の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項及び受動喫煙の防止のための措置を定めることにより、受動喫煙防止対策を総合的かつ計画的に推進し、道民の健康の増進を図ることを目的とします。

札幌市内においては、改正健康増進法及び道条例で定める義務等の双方を守る必要があります。道条例が定める予定の受動喫煙を防止するための措置の主な内容は、以下のとおりです。

(1) 第一種施設における受動喫煙の防止の措置

(2021年(令和3年)4月施行)

第一種施設のうち、次の施設は、屋外に特定屋外喫煙所を定めないようにしなければならない。

保育所、認可外保育施設、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校

(2) 第二種施設における受動喫煙の防止の措置

第二種施設の管理権原者は、第二種施設の屋外に吸い殻入れ等を設置しようとするときは、受動喫煙を生じさせない場所とするよう配慮しなければならない。

(3) 屋外の施設における受動喫煙の防止の措置

20歳未満の者又は妊婦が主に利用する公園等の管理権原者は、喫煙場所を定めようとするときは、特定屋外喫煙場所と同等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(4) 禁煙の標識の掲示

(2020年(令和2年)7月施行)

飲食店又は喫茶店の管理権原者及び管理者は、屋内を全面禁煙としたときは、当該飲食店又は喫茶店の出入口の見やすい箇所にその旨を記載した標識を掲示しなければならない。